

中 泊 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年 5 月

令和 8 年 3 月 (改定)

青森県中泊町

I. はじめに	1
I-1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
I-2. 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び改定の目的	3
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	7
II-3. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
II-4. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
II-5. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	17
II-6. 新型インフルエンザ等対策の対策項目（7項目）	21
(1) 実施体制	21
(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	21
(3) まん延防止	22
(4) ワクチン	23
(5) 保健	23
(6) 物資	24
(7) 町民生活及び社会経済活動の安定の確保	24
II-7. 対策項目に共通する横断的な視点	25
II-8. その他の対策項目について	27
III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	28
III-1. 実施体制	28
1 準備期	28
2 初動期	29
3 対応期	30
4 町における一連の体制	32
III-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	36
1 準備期	36
2 初動期	38
3 対応期	40
III-3. まん延防止	44
1 準備期	44
2 初動期	45

3 対応期	45
Ⅲ－4. ワクチン	53
1 準備期	53
2 初動期	55
3 対応期	55
Ⅲ－5. 保健	58
1 対応期	58
Ⅲ－6. 物資	59
1 準備期	59
2 初動期	60
3 対応期	61
Ⅲ－7. 町民生活及び社会経済活動の安定の確保	63
1 準備期	63
2 初動期	64
3 対応期	65
Ⅲ－8. 時期区分ごとの対策内容	70
用語解説	75

I. はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらにグローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

令和2年(2020年)1月に、我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認され、以降、病原体の変異や次々と変化する事象に対し3年超にわたって国を挙げて対応が行われた。この経験を通じて、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活にも大きな脅威となることを強く認識させられた。また、感染症危機の影響を受ける範囲についても、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、社会全体で対応することの必要性が改めて浮き彫りとなった。

I-1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫獲得がないことから、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により新型のウイルスが出現すると、免疫獲得がないことからパンデミックになり得る。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性¹の高さによっては社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性²が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指

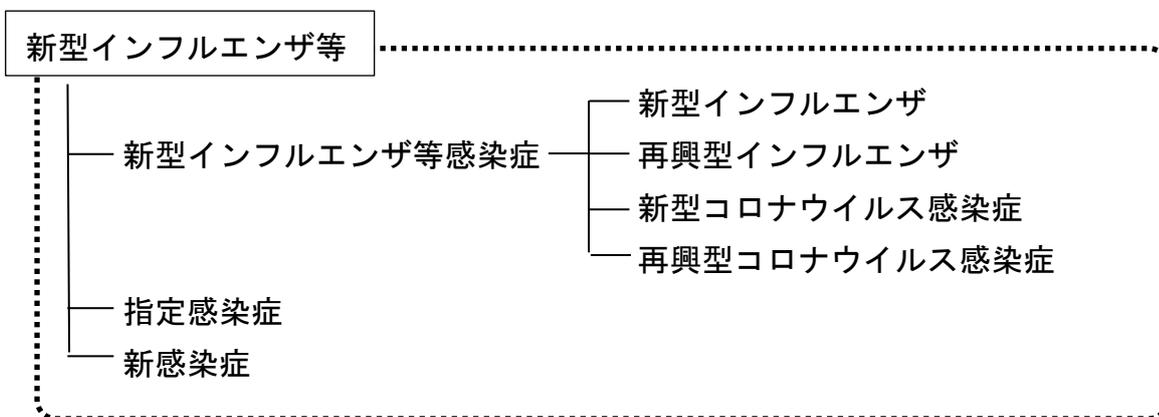
¹ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

² 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等³は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとされ、具体的には次のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁴
 - ・ 新型インフルエンザ⁵
 - ・ 再興型インフルエンザ⁶
 - ・ 新型コロナウイルス感染症⁷
 - ・ 再興型新型コロナウイルス感染症⁸
- ② 指定感染症⁹（特措法第 14 条の報告に係るものに限る。）
- ③ 新感染症¹⁰（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）



³ 特措法第 2 条第 1 号

⁴ 感染症法第 6 条第 7 項

⁵ 感染症法第 6 条第 7 項第 1 号

⁶ 感染症法第 6 条第 7 項第 2 号

⁷ 感染症法第 6 条第 7 項第 3 号

⁸ 感染症法第 6 条第 7 項第 4 号

⁹ 感染症法第 6 条第 8 項

¹⁰ 感染症法第 6 条第 9 項

I-2. 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び改定の目的

新型コロナ対応の経験を踏まえ、国は令和6年（2024年）7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を抜本的に改定し、対策を具体化させ、また、内閣感染症危機管理統括庁（統括庁）及び国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置を通じた感染症危機対応への体制整備と国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設拡充によるガバナンス強化を行った。

国の改定を踏まえ、青森県（以下「県」という。）は、令和7年4月に平成25年（2013年）11月作成の新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（以下、「県行動計画」という。）の抜本改定を行ったことから、今般本町においても、特措法第8条の定めにより、県行動計画と市町村行動計画作成の手引等を踏まえ、平成26年5月作成の中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改定することとした。

町行動計画は、町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する措置等を示すとともに、感染症危機に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本計画では、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症に対応できるよう、平時の備えを万全に期すこと、また有事の際は、町内の感染を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康、社会経済活動に及ぼす影響を最小限に抑えることを趣旨とする。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである¹¹。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ・ 新型インフルエンザ
 - ・ 再興型インフルエンザ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症
 - ・ 再興型コロナウイルス感染症
- ② 指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る）
- ③ 新感染症（全国かつ急遽なまん延のおそれがあるものに限る）

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて見直しが必要になった場合、あるいは、政府行

¹¹ 県行動計画に準ずる。

動計画及び県行動計画の改定があった場合には、適時適切にその変更を行うものとする。

表 1 特措法による新型インフルエンザ等行動計画

	【国】(第6条)	【県】(第7条)	【町】(第8条)
特措法	新型インフルエンザ等政府 行動計画	新型インフルエンザ等対策 青森県行動計画	中泊町新型インフルエンザ 等対策行動計画

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで発生すれば、我が国、さらには県内及び町内への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものと考えられるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国、県、関係機関と連携して、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹²。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

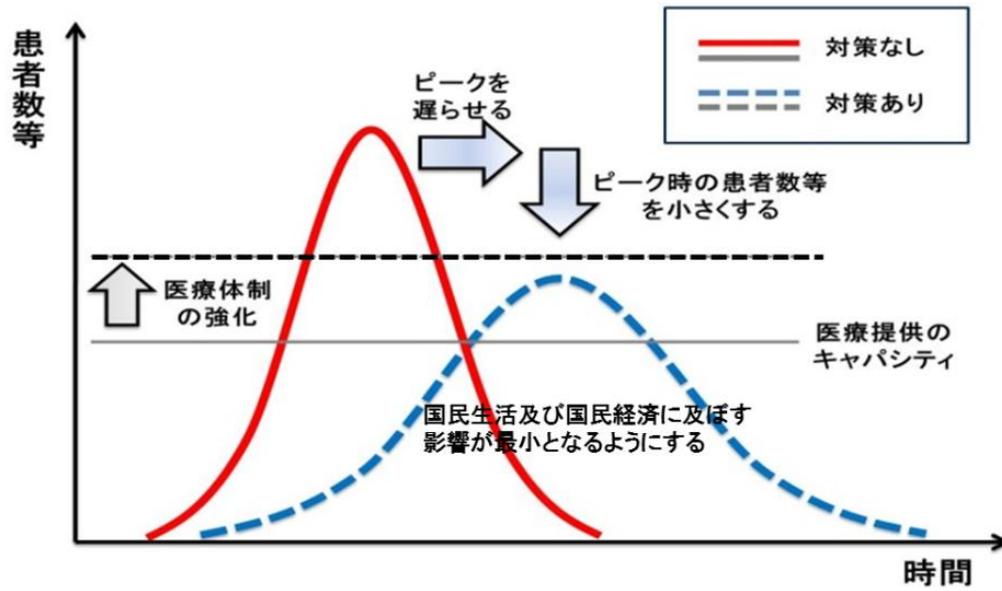
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、医療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は町民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹² 特措法第1条

図1 <対策の効果 概念図>



Ⅱ－２．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

町行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、科学的知見を踏まえ、国や県が実施する対策も視野に入れながら、発生前から流行状況が終息するまで、様々な状況で対応できるよう選択肢を示し、一連の流れをもった戦略を確立する。その際は、町の地理的な条件、地域の交通機関の状況、医療提供体制、人口構成、受診行動の特徴等も考慮する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備等の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期）及び（対応期）に分けた構成とする。

（具体的な対策については、Ⅲ．「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

○ 発生前の段階（準備期）

地域における医療提供体制や抗インフルエンザウイルス薬等備蓄体制、及びワクチンや治療薬等供給体制の把握を行うとともに、平時から町民に対して感染症対策の啓発を行うこととする。

また、町及び事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 県内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）

初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる対策を講ずる

こととなるが、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を行うことが必要とされ、この時期に町内においても万全の体制を構築することが重要である。

○ 県内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、さらには病原性に応じて不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等が行われ、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策が講じられる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策が実施されるが、常に新しい情報を収集・分析し対策の必要性を評価するとともに、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることになる。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

○ 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）

国・県・町・事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生ずることが想定される。したがって、社会状況を把握しつつ、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、事態によっては、青森県新型インフルエンザ等対策本部¹³（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

¹³ 特措法第22条

- 流行状況が収束¹⁴し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期）

新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い振興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

¹⁴ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

Ⅱ－３．様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済活動等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁵等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹⁶。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、Ⅲ.「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方を踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、表2のように（A）から（D）に区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

¹⁵ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

¹⁶ リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、Ⅲ－3の記載を参照。

表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ（県行動計画に基づいた記載）

	時期	有事のシナリオ
初動期	初動期（A） 県内発生を含め世界で 新型インフルエンザ等 感染症に位置付けられ る可能性の感染症が発 生	<p>新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部が設置された場合、県は直ちに県対策本部を設置し、国が定める基本的対処方針に従い感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>町は、必要に応じて、中泊町新型インフルエンザ等対策本部¹⁷（以下「町対策本部」という。）の設置を検討する。</p> <p>町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。</p>
	対応期（B） 県内発生当初等 封じ込めを念頭に対応 する時期	<p>県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、県は、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p> <p>町は、町内における感染拡大を抑止するため、町民に対し感染対策を促す。</p>
	対応期（C-1） 病原体の性状等に応じ て対応する時期	<p>県内での感染拡大がみられた場合は、県は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p> <p>町は、県の方針等に基づき、町内における感染拡大防止のための対応方針等を検討する。</p>
	対応期（C-2） ワクチンや治療薬等に より対応力が高まる時 期	<p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p> <p>町は、ワクチン接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。</p>
対応期（D） 特措法によらない基本 的な感染症対策に移行 する時期	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>	

¹⁷ 特措法第34条

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、Ⅲ.「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども¹⁸や若者、高齢者の場合には、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方が変化することに留意する。

¹⁸ 町行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

Ⅱ－４．新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、町行動計画及び業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（ウ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立する。

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等の初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後は、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ） 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオを踏まえた訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（ア） 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応す

るため、平時からデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と生活及び経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、町民や事業者等の生活や経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済活動等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、対策項目ごとに対策の切替えのタイミングの目安等を示し、具体的な対策内容を記載する。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から様々な場面を活用して、感染症や感染対策について科学的根拠に基づく基本的知識を普及するとともに、分かりやすい情報提供・共有を行うこととする。こうした取組を通じ、有事の際に適切な判断や行動を促せるようにする。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として基本的人権を尊重することとし、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁹。

¹⁹ 特措法第5条

また、感染者やその家族及び医療関係者に対する誹謗中傷等のみる新型インフルエンザ等への偏見・差別は、人権侵害でありあってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、さらには、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気維持の観点等からも、防止すべき課題である。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮にも留意する。

感染症危機に当たっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分裂が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得る。よって、どのような場合にもこれら措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する²⁰。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における感染症危機対応については、平時から有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、県及び国と連携し発生地域における状況を適切に把握するとともに、町は避難所施設の確保等を進める。

県及び町は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進め、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報

²⁰ 特措法第36条第2項

共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ－５．新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²¹。また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し対策に取り組む。

また国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める²²とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²³。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針²⁴を決定し対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ対策を進めるが、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する

²¹ 特措法第3条第1項

²² 特措法第3条第2項

²³ 特措法第3条第3項

²⁴ 特措法第18条。政府行動計画に基づき、政府対策本部が定めることとされている。

責務を有する²⁵。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関²⁶等で構成される青森県感染症対策連携協議会²⁷（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとする。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等

²⁵ 特措法第3条第4項

²⁶ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとしている。

²⁷ 感染症法第10条の2

の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定や連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める²⁹。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

²⁸ 特措法第 3 条第 5 項

²⁹ 特措法第 4 条第 3 項

³⁰ 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³¹。

³¹ 特措法第4条第1項

Ⅱ－６．新型インフルエンザ等対策の対策項目（７項目）

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための基本的な対策について、「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「（３）まん延防止」、「（４）ワクチン」、「（５）保健」、「（６）物資」、「（７）町民生活及び社会経済活動の安定の確保」の７項目とし、目的や概要、横断的視点については以下のとおりである。

なお、各項目の具体的対策については、Ⅲ．「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」に記述する。

（１）実施体制

感染症危機は、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国は国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしている。

そのため、町は、新型インフルエンザ等の発生前から、国・県・他の市町村・医療機関・事業者等、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保や育成、実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

また、発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

（２）情報提供・共有・リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。そうした中で各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民・国・県・医療機関・事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのためには、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

(ア) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であること、また、外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等情報が届きにくい人にも配慮することから、受取手に応じた情報提供として、インターネットを含めた多様な媒体を用いる。

(イ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

提供する情報内容について統一を図ることが肝要であり、町、国、県、指定（地方）公共機関の情報などを集約して一元的に発信する体制を構築し、必要に応じて総覧できるサイトを開設する。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活及び国民経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要とされている。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となる。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を行い、強化された医療提供体制においても医療が逼迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が国民経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要となる。

(ア) 主なまん延防止対策

海外で発生した際には、その状況に応じ国が発出する感染症情報の周知を図るとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、県内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

個人における対策については、県内における発生の初期段階から、県及び保健所設置市は感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の措置を行うことになるが、それに合わせて、町はマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す周知を図る。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合は、町はその措置の実施に協力する。

（４）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

（５）保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有・リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

有事の際は、県、保健所、衛生研究所による、「相談対応」、「検査・サーベイランス」、「積極的疫学調査」、「入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送」、「健康観察・生活支援」、「健康監視」等の対応業務が実施されるが、町は、町民から相談があった際に、県から示される対応方針に基づき、相談センターや

発熱外来等の情報提供を行うこととする。

また、町は、県及び保健所から、住民啓発や生活支援あるいは健康観察等について協力要請があった場合は、必要な情報提供を受けた上で協力を行う。

(6) 物資

新型インフルエンザが発生した場合は、全国的かつ急速にまん延する可能性があり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、このため平時から備蓄等の対策を講ずることが必要である³²。

なお、物資及び資材の備蓄については、災害基本法第49条第1項³³の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁴。

(7) 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、国民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民や事業者に対し必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行うとともに、町民や事業者等は、平時の準備を基に、自らの感染防止や事業継続に努める。

³² 特措法第10条

³³ 「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」

³⁴ 特措法第11条

Ⅱ－７．対策項目に共通する横断的視点

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野にたって感染症危機管理に係る人材育成を継続に行うことが不可欠であることから、訓練や研修等を通じ人材育成を行う。

(2) 国・県・町の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び町の役割は極めて重要とされている。国と県及び町との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

町は、住民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割を果たす。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県及び町の連携体制を平時から整えておくことが不可欠であり、さらに、新型インフルエンザ等への対応では県及び町の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、発生時には都道府県間の連携、都道府県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取組み、準備を行うことが重要となる。

特に本町は規模が小さいことから、単独での対応が困難な場合も想定されるため、平時から広域的連携を行うこと、または県及び国に対し支援等を求める場合もある。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため国は、令和2年（2020年）に「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」を整備し、医療機関から発生届のオンライン提出ができるようにするとともに、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も

可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。このほか、国が整備した医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握が迅速に行えるようになった。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠であるとされている。

Ⅱ－８．その他の対策項目について

政府行動計画では、（１）から（７）の対策項目の他に、「情報収集・分析」、「サーベイランス」、「水際対策」、「医療」、「治療薬・治療法」、「検査」について掲載している。

また、県行動計画では、（１）から（７）の対策項目の他に、「情報収集・分析」、「サーベイランス」、「医療」、「治療薬・治療法」、「検査」について掲載している。

これら項目は、国及び県が主体となり体制構築を図ることとなるため、政府行動計画及び県行動計画を参照とする。

Ⅲ. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

Ⅲ－1. 実施体制

1 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(所要の対応)

1－1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた研修や実践的な訓練を実施する³⁵。

1－2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。

作成又は内容を変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く³⁶。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する³⁷。

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う³⁸。

④ 町は、県が対策本部を設置したときに、必要に応じて、町対策本部を設置で

³⁵ 特措法第12条、政府行動計画 P56、県行動計画 P50

³⁶ 特措法第8条第7項及び第8項

³⁷ 政府行動計画 P57、県行動計画 P50

³⁸ 政府行動計画 P58、県行動計画 P51

きるよう、体制を整えておく。

1-3 国・県及び他市町村等との連携強化

- ① 町は、国、県、他市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する³⁹。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、町内の関係機関と情報共有等を始めとした連携体制を構築する⁴⁰。

2 初動期

（目的）

県内で発生した場合も含め新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生が確認された場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（所要の対応）

2-1 県内で発生した場合も含め新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生が確認された場合の措置

県は、政府対策本部が設置されたら直ちに県対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対処方針を決定する。（県行動計画⁴¹）

- ① 町は、国が政府対策本部を設置した場合や、県が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める⁴²。

町対策本部においては、国の基本的対処方針、県が実施する対策及び町行動

³⁹ 特措法第12条、政府行動計画 P58、県行動計画 P51

⁴⁰ 政府行動計画 P58、県行動計画 P52

⁴¹ 県行動計画 P53

⁴² 政府行動計画 P62、県行動計画 P53

計画に基づき、町の対応方針を決定する。

- ② 町は、必要に応じて、(1) 準備期 1－2 を踏まえ、必要な人員の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める⁴³。
- ③ 町は、国内外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

県は、国が行う財政支援について迅速に対応する。 (県行動計画⁴⁴)

町は、機動的かつ効率的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う⁴⁵。

3 対応期

(目的)

初動期に引き続き、県内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し流行状況が収束するまでの、病原体の性状等に応じた対応となる。その間、病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び社会経済活動の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、また必要に応じて見直す。特に医療の逼迫や病原体の変異、及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(所要の対応)

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

⁴³ 政府行動計画 P62、県行動計画 P53

⁴⁴ 県行動計画 P53

⁴⁵ 特措法第 69 条・第 69 条の 2・第 70 条・第 70 条の 2、政府行動計画 P63、県行動計画 P53

3-1-1 対策の実施体制

- ① 町は、国の基本的対処方針、県が実施する対策及び町が決定した方針に基づき適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 町は、初動期に引き続き、必要な体制強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2 県による総合調整

県は、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う⁴⁶。

県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う⁴⁷。あわせて、県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う⁴⁸。

3-1-3 職員の派遣・応援要請

町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認められるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴⁹を要請し、県はこれに対応する⁵⁰。

町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁵¹。県はこれに対し正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁵²。

3-1-4 必要な財政上の措置

町は、機動的かつ効率的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活

⁴⁶ 特措法第24条第1項、県行動計画 P54

⁴⁷ 感染症法第63条の3第1項、県行動計画 P54

⁴⁸ 感染症法第63条の4、県行動計画 P55

⁴⁹ 特措法第26条の2第1項、政府行動計画 P66、県行動計画 P55

⁵⁰ 特措法第26条の2第2項、政府行動計画 P66、県行動計画 P55

⁵¹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4、政府行動計画 P67、県行動計画 P55

⁵² 特措法第26条の4、政府行動計画 P67、県行動計画 P55

用するとともに、必要に応じて、地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する⁵³。

3-2 緊急事態措置の対応

3-2-1 緊急事態宣言がなされた場合

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置（移行）する⁵⁴。
- ② 町区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁵。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する⁵⁶。

4 町における一連の体制

町における、新型インフルエンザ等の発生前から発生後における一連の体制はつぎのとおりとする。

（ア）新型インフルエンザ等の発生前の体制（準備期）

i) 庁議

庁議において、町行動計画の作成や見直し、その他関連施策について、協議・検討を行う。

区分	構成員
庁議	町長、副町長、教育長、総務課長、総合戦略課長、財政課長 税務会計課長、福祉課長、町民課長、農政課長 水産商工観光課長、環境整備課長、上下水道課長、小泊支所長

⁵³ 特措法第 69 条・第 69 条の 2・第 70 条・第 70 条の 2、政府行動計画 P67、県行動計画 P55

⁵⁴ 特措法第 34 条

⁵⁵ 特措法第 36 条第 1 項、政府行動計画 P69、県行動計画 P56

⁵⁶ 特措法第 25 条、特措法 37 条、政府行動計画 P70、県行動計画 P56

議会事務局長、教育課長

(イ) 新型インフルエンザ等の発生時の体制（初動期・対応期）

i) 中泊町新型インフルエンザ等対策会議の設置

県内で発生した場合も含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した場合で、関係各課での対応が必要な場合は町警戒態勢として「中泊町新型インフルエンザ等対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、情報を収集し対応を協議するとともに、国が緊急事態宣言を行ったとき、あるいは県が県対策本部を設置したときは、必要に応じて町対策本部を設置できるよう準備を整える。

区分	構成員
対策会議	(議長) 副町長 (構成員) 総務課長、福祉課長、町民課長 農政課長、水産商工観光課長、環境整備課長 上下水道課長、小泊支所長、教育課長

ii - 1) 町対策本部の設置

中泊町新型インフルエンザ等対策本部条例（以下、「条例」という。）により、町長を本部長として設置する。町対策本部は、原則として危機監理室に置く。

① 国が特措法に基づき緊急事態宣言を行った場合

町は、特措法（第34条）及び条例により、直ちに町対策本部を設置（移行）する。

② 国が政府対策本部を設置あるいは県が県対策本部を設置した場合

町は、必要に応じて町対策本部を設置する。

対策本部の組織は、特措法（第35条）及び条例に基づくこととし、本部長は町長を充て、副本部長は本部員のうちから町長が指名する。

区分	構成員
対策本部	(本部長) 町長 (本部員) 副町長、教育長 総務課長、総合戦略課長、財政課長 税務会計課長、福祉課長、町民課長 農政課長、水産商工観光課長、環境整備課長 上下水道課長、小泊支所長、議会事務局長

	教育課長、管轄消防長 (事務局) 総務課
--	-------------------------

ii - 2) 町対策本部の所掌事務⁵⁷

特措法に基づき、町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

- ① 新型インフルエンザ等の県内における発生状況の情報収集並びに伝達
- ② 国が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置⁵⁸に関する総合調整
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置に係る総合調整
- ④ 住民に対する予防接種の実施に関する総合調整
- ⑤ 生活環境の保全その他町民生活及び地域経済の安定に関する措置⁵⁹に係る総合調整
- ⑥ その他本部長が新型インフルエンザ等対策に関して総合調整を必要として指示する事項

ii - 3) 本部長の権限⁶⁰

- ① 町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
- ② 特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。
- ③ 特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第 24 条第 4 項⁶¹の規定による要請を行うよう求めることができる。
- ④ ①の総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提

⁵⁷ 特措法第 34 条第 2 項

⁵⁸ 特措法第 32 条第 1 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第 5 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

⁵⁹ 特措法第 8 条第 2 項第 1 号ハ。

環境基本法の解説によれば、「生活環境」という用語は、様々な法律において用いられているが、法律上の明確な定義が置かれている例はなく、常識的な意味で理解されるものを指すものとされる。なお、環境基本法上、「生活環境」には、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。」とされている。(環境省)

⁶⁰ 特措法第 36 条

⁶¹ 「都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。」

供を求めることができる。

- ⑤ ①の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- ⑥ 町の教育委員会に対し、町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- ⑦ 町区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

Ⅲ-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

* 「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）も参照のこと

1 準備期

（目的）

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県、他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁶²を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

（所要の対応）

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 町における情報提供・共有について

町は、平時から町民等に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、各種媒体を活用し継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う⁶³。これらの取組等を通じ、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染

⁶² 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入力・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁶³ 特措法第13条第1項

拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁶⁴。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック⁶⁵の問題が生じ得ることから、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように啓発を行う。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有の体制整備等

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

町は、国及び県の方針等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等への情報提供・共有する内容（対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容を明確にする）について整理する。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者・こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体（テレビや新聞、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関）や方法について整理する。

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、町民からの相談に応じるため、国からの要請を踏まえ、コールセンター等の設置の準備を進める⁶⁶。

⁶⁴ 特措法第13条第2項

⁶⁵ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

⁶⁶ 政府行動計画 P87、県行動計画 P68

- ② 国が地方公共団体や関係機関等と行う、メールや電話、インターネット等を活用した、緊急に情報を提供できる体制、またリアルタイムかつ双方向の情報を共有できる体制の構築に協力する。

1-3 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について⁶⁷

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報、また住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされている⁶⁸。有事における円滑な連携のため、当該情報連携については、県と具体的な手順等をあらかじめ合意しておく。

2 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(所要の対応)

町は、その時点で把握している科学的根拠に基づき、新型インフルエンザ等の特

⁶⁷ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン P22

⁶⁸ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等

性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1 町における迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体（テレビ、新聞等のマスメディア、ホームページや総覧可能なサイト等）を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 町は、情報提供に当たっては、町対策本部において情報を集約、整理及び一元的な発信を行う。
- ③ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、他市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ④ 町は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国から配布されるQ&Aを活用し適切な情報提供を行う。
- ② 町は、国からの要請があった場合はコールセンター等を設置する⁶⁹。
- ③ 町は、町民から町に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、県等にその内容を報告するとともに、次の情報提供に生かす。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責

⁶⁹ 政府行動計画 P89、県行動計画 P70

任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。あわせて、国が整理した、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を町民等に周知する。

2-4 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について⁷⁰

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報、また住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

3 対応期

(目的)

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める

(所要の対応)

町は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや

⁷⁰ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン P22

理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。加えて、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 町は、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、他市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ④ 町は、国が設置する地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達を行うとともに、地域の流行や対策の状況を的確に把握する。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国から配布されるQ&Aを活用し適切な情報提供を行う。
- ② 町は、国からの要請があった場合はコールセンター等の運営を継続する⁷¹。
- ③ 町は、町民から町に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じて、県等にその内容を報告するとともに、次の情報提供に活かす。

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

⁷¹ 政府行動計画 P92、県行動計画 P72

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、国が整理した、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を町民等に周知する。

3—2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3—2—1 封じ込めを念頭に対応する時期

県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3—2—2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3—2—2—1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や国民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

3-3 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について⁷²

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報、また住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

⁷² 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン P22

Ⅲ－3. まん延防止

* 「まん延防止に関するガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）も参照のこと

1 準備期

（目的）

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

このため有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

（所要の対応）

1－1 有事のまん延防止対策強化に向けた町民や事業者の理解促進

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 町、保育、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る⁷³。
- ③ 町は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁷⁴における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。

⁷³ 政府行動計画 P105

⁷⁴ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

2 初動期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(所要の対応)

2-1 まん延防止対策の準備

県及び保健所設置市は、国も含めて相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、県は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国も含めて相互に連携し、これを有効に活用する。
(県行動計画⁷⁵)

- ① 町は、町民、事業者等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ② 町は、国の要請に基づき、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う⁷⁶。

3 対応期

(目的)

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減

⁷⁵ 県行動計画 P76

⁷⁶ 政府行動計画 P107

を図る。

(所要の対応)

3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。県は、国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁷⁷。

町は、県が講ずるまん延防止対策及び要請等に対し、迅速に周知及び調整等を図る。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

県及び保健所設置市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁷⁸や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁷⁹等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせ実施する。
(県行動計画⁸⁰)

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-2-1 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域⁸¹において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請⁸²や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な

⁷⁷ 特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく内容のことを想定している。

⁷⁸ 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する感染症法第 19 条

⁷⁹ 感染症法第 44 条の 3 第 1 項

⁸⁰ 県行動計画 P77

⁸¹ 特措法第 31 条の 6 第 1 項第 2 号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

⁸² 特措法第 31 条の 8 第 2 項

な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請⁸³を行う。

(県行動計画⁸⁴)

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

(県行動計画⁸⁵)

町は、医療機関や高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設及び多数の者が居住する施設等における感染対策強化の周知を図る。

3-1-3 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更⁸⁶の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁸⁷を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁸⁸を行う。

(県行動計画⁸⁹)

3-1-3-2 まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する⁹⁰。

(県行動計画⁹¹)

3-1-3-3 3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等

⁸³ 特措法第45条第1項

⁸⁴ 県行動計画 P77

⁸⁵ 県行動計画 P78

⁸⁶ 特措法第31条の8第1項

⁸⁷ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

⁸⁸ 特措法第45条第2項

⁸⁹ 県行動計画 P78

⁹⁰ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

⁹¹ 県行動計画 P78

県は、上記 3-1-3-1 又は 3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる⁹²。 (県行動計画⁹³)

3-1-3-4 施設名の公表

県は、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する⁹⁴。 (県行動計画⁹⁵)

3-1-3-5 その他の事業者に対する要請

- ① 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- ② 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。 (県行動計画⁹⁶)

3-1-3-6 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業⁹⁷（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。 (県行動計画⁹⁸)

⁹² 特措法第 31 条の 8 第 3 項及び第 45 条第 3 項。当該命令に違反した場合は、特措法第 79 条及び第 80 条第 1 号の規定に基づき過料が科され得る。

⁹³ 県行動計画 P78

⁹⁴ 特措法第 31 条の 8 第 5 項及び第 45 条第 5 項

⁹⁵ 県行動計画 P79

⁹⁶ 県行動計画 P79

⁹⁷ 学校保健安全法第 20 条

⁹⁸ 県行動計画 P79

3-1-4 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1 基本的な感染対策に係る要請等

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。(県行動計画⁹⁹)

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置実施を検討することも含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。(県行動計画¹⁰⁰)

町は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る国への要請について、県に対して申請をする。上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる(まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載)。

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下に、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国及びJHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の町民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止

⁹⁹ 県行動計画 P79

¹⁰⁰ 県行動計画 P80

等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

3-2-2-3 病原性が低くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画及び県医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに国に必要な支援を要請する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

3-2-2-4 こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等¹⁰¹を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止すること

¹⁰¹ 特措法第 45 条第 2 項

も検討する。

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う町民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

3-3 まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の要請の検討

① 県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。

② 国は、JIHS 及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS 等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び国民経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び国民経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

③ 県は、以下のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況

等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請も含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び県民経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や県民経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

(県行動計画¹⁰²)

¹⁰² 県行動計画 P82

Ⅲ－４．ワクチン

*「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）も参照のこと

1 準備期

（目的）

新型インフルエンザ等の発生時に、ワクチンの接種により町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、円滑な接種ができるよう、平時から準備を進める。

（所要の対応）

1－1 ワクチン接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるようにする¹⁰³。

1－2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、ワクチンの供給量に応じた医療機関毎の分配量を想定しておく¹⁰⁴。

1－3 接種体制の構築

1－3－1 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるような接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。
（政府行動計画¹⁰⁵）

町は、医療機関や医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な整理・調整を平時から行う¹⁰⁶。

¹⁰³ 予防接種（ワクチン）に関するガイドライン P7

¹⁰⁴ 予防接種（ワクチン）に関するガイドライン P8

¹⁰⁵ 政府行動計画 P121

¹⁰⁶ 政府行動計画 P121

1-3-2 特定接種¹⁰⁷

- ① 町は、国が進める特定接種対象者の登録及び登録に係る周知に協力する。
特に、登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則、集団的な接種により接種を実施することになる。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、円滑かつ速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する。
- ④ 町は、特定接種の対象となり得る地方公務員について、対象者を把握し、厚生労働大臣宛てに人数を報告する¹⁰⁸。

1-3-3 住民接種¹⁰⁹

町は、迅速な予防接種等を実現するため、平時から次のとおり準備を行う。

- ① 町は、国又は県の協力を得ながら、町に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、医師会や医療機関等と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

また、ワクチンの需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

1-3-4 情報提供・共有

町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

¹⁰⁷ 特措法第 28 号の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

政府行動計画 P121、県行動計画 P85

¹⁰⁸ 予防接種（ワクチン）に関するガイドライン P14

¹⁰⁹ 政府行動計画 P122、県行動計画 P85

2 初動期

(目的)

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(所要の対応)

2-1 接種体制

2-1-1 早期の情報収集

町は、国が早期に行うワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集する。

2-1-2 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う¹¹⁰。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請する¹¹¹ことを検討する。
(県行動計画¹¹²)

3 対応期

(目的)

国や県の方針及び構築した接種体制に基づき、迅速に接種ができるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時

¹¹⁰ 特措法第31条第3項及び第4項

¹¹¹ 特措法第31条の2及び第31条の3

¹¹² 県行動計画 P86

見直しを行い、柔軟な運用が可能となる体制を維持する。

(所要の対応)

3-1 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1 特定接種

国において特定接種の実施が決定された場合は、町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員（町職員）に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-1-2 住民接種

3-1-2-1 予防接種の準備

町は、国の定める接種順位に基づき、接種体制の準備を行う。

3-1-2-2 予防接種体制の構築

町は、国の要請に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-1-2-3 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、町は、国の要請に基づき、国に対し接種に関する情報提供を行う。

3-1-2-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用する等、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当課や医療機関等と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-5 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民及び医療機関等に適切な情報提供・共有を行う。

Ⅲ－５．保健

* 「保健に関するガイドライン」(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)も参照のこと

1 対応期

(目的)

新型インフルエンザ等発生時に、県・保健所等が行う業務に協力し、連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

(所要の対応)

1－1 有事の体制

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を、県と共有する。
- ② 県から応援派遣要請があった際は、町における業務調整が可能な場合において協力する。

1－2 主な対応業務

1－2－1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する¹¹³。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する¹¹⁴。

¹¹³ 政府行動計画 P186

¹¹⁴ 政府行動計画 P187

Ⅲ－6. 物資

* 「物資の確保に関するガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）も参照のこと

1 準備期

（目的）

感染症対策物資等は、有事の際に、感染防止対策のために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等¹¹⁵の必要な準備を適切に行うことにより有事に備える。

（所要の対応）

1－1 感染症対策物資等の備蓄等¹¹⁶

県は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。

県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を検討する。
（県行動計画¹¹⁷）

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹¹⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹¹⁹。

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める¹²⁰。

1－2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

① 県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、県予防計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

¹¹⁵ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

¹¹⁶ ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹¹⁷ 県行動計画 P123

¹¹⁸ 特措法第10条

¹¹⁹ 特措法第11条、政府行動計画 P192

¹²⁰ 政府行動計画 P193、県行動計画 P123

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。県は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 県は、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう、また、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ④ 県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する¹²¹。
- ⑤ 県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

(県行動計画¹²²)

2 初動期

(県行動計画から県の取組みを記載)

(目的)

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、医療機関の感染症対策物資の備蓄状況等の確認及び緊急配付に向けた準備を進め、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(所要の対応)

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 県は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する¹²³。
- ② 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

(県行動計画¹²⁴)

¹²¹ 感染症法第36条の5

¹²² 県行動計画 P123

¹²³ 感染症法第36条の5

¹²⁴ 県行動計画 P125

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ② 県は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。

(県行動計画¹²⁵)

3 対応期

(県行動計画から県の取組みを記載)

(目的)

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、医療機関の感染症対策物資の備蓄状況等を確認して個人防護具の不足のおそれがある場合は個人防護具を配布するとともに、緊急物資の運送の要請や指示、物資の売り渡しの要請や収容等により、必要な感染症対策物資等を確保する。

(所要の対応)

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

県は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を随時確認する¹²⁶。

(県行動計画¹²⁷)

3-2 不足物資の供給等適正化

県は、3-1 で確認した都道府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や上記の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

(県行動計画¹²⁸)

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

¹²⁵ 県行動計画 P125¹²⁶ 感染症法第 36 条の 5¹²⁷ 県行動計画 P126¹²⁸ 県行動計画 P126

県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各部局や市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める¹²⁹。
（県行動計画¹³⁰）

3-4 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹³¹。
- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する¹³²。
（県行動計画¹³³）

3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、売渡しを要請する¹³⁴。
- ② 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹³⁵。
- ③ 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹³⁶。
（県行動計画¹³⁷）

¹²⁹ 特措法第 51 条

¹³⁰ 県行動計画 P126

¹³¹ 特措法第 54 条第 1 項及び第 2 項

¹³² 特措法第 54 条第 3 項

¹³³ 県行動計画 P126

¹³⁴ 特措法第 55 条第 1 項

¹³⁵ 特措法第 55 条第 2 項

¹³⁶ 特措法第 55 条第 3 項

¹³⁷ 県行動計画 P127

Ⅲ－7. 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

*「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)も参照のこと

1 準備期

(目的)

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(所要の対応)

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する¹³⁸。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する¹³⁹。

1-3 物資及び資材の備蓄¹⁴⁰

① 町は、町行動計画に基づき、Ⅲ－6.「物資」における準備期1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等

¹³⁸ 政府行動計画 P200、県行動計画 P128

¹³⁹ 政府行動計画 P200、県行動計画 P128

¹⁴⁰ ワクチン、感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹⁴¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁴²。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する¹⁴³。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国の要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する¹⁴⁴。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬または埋葬を円滑に行うことができるよう調整を行う¹⁴⁵。その際には、戸籍事務担当課等との調整を行う¹⁴⁶。

2 初動期

（目的）

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（所要の対応）

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

¹⁴¹ 特措法第 10 条

¹⁴² 特措法第 11 条、政府行動計画 P201

¹⁴³ 政府行動計画 P202、県行動計画 129

¹⁴⁴ 政府行動計画 P202、県行動計画 P129

¹⁴⁵ 政府行動計画 P202、県行動計画 P130、埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン P3

¹⁴⁶ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン P3

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う¹⁴⁷。

3 対応期

（目的）

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（所要の対応）

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

¹⁴⁷ 政府行動計画 P204、県行動計画 P130

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3-1-2 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる¹⁴⁸。

3-1-3 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う¹⁴⁹。

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹⁵⁰やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う¹⁵¹。

3-1-5 サービス水準に係る町民への周知

町は、必要に応じて、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止

¹⁴⁸ 政府行動計画 P205、県行動計画 P131

¹⁴⁹ 政府行動計画 P205、県行動計画 P131

¹⁵⁰ 特措法第 45 条第 2 項

¹⁵¹ 政府行動計画 P205、県行動計画 P131

等の要請を行う¹⁵²。

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る¹⁵³。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる¹⁵⁴。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹⁵⁵。

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 町は、可能な限り火葬炉を稼働させる¹⁵⁶。
- ② 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する¹⁵⁷。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う¹⁵⁸。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う¹⁵⁹。

3-2 町民の社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

¹⁵² 政府行動計画 P206、県行動計画 P132

¹⁵³ 政府行動計画 P207、県行動計画 P132

¹⁵⁴ 政府行動計画 P207、県行動計画 P132

¹⁵⁵ 特措法第59条、政府行動計画 P207、県行動計画 P133

¹⁵⁶ 政府行動計画 P207、県行動計画 P133

¹⁵⁷ 政府行動計画 P207、県行動計画 P133

¹⁵⁸ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン P5

¹⁵⁹ 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン P6

3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹⁶⁰。

3-2-2 町民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

以下①から⑥までの事業者である県及び町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な措置を講ずる¹⁶¹。

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関
電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ② 水道事業者及び集落排水事業者である町
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
集落排水の適切な運営
- ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関
旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
- ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関
通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置
- ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関
郵便及び信書便を確保するため必要な措置
- ⑥ ごみ収集・処理
一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置

県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。

また、県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁶²。

3-3 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤

¹⁶⁰ 特措法第 63 条の 2 第 1 項、政府行動計画 P208、県行動計画 P134

¹⁶¹ 特措法第 52 条及び第 53 条、政府行動計画 P208、県行動計画 P134

¹⁶² 特措法第 54 条

7. 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

Ⅲ－8. 時期区分ごとの対策内容

初動期

準備期	初動期 (A)	対応期 (B)	対応期 (C-1)	対応期 (C-2)	対応期 (D)
未発生	県内発生も含め、世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性の感染症が発生	県内発生当初等、封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に依りて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

目的：

- (1) 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、国内侵入をできるだけ遅らせる対策を講ずる。
- (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
- (3) 町内においても万全の体制を構築する。

対策の考え方：

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- (2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の全体像に関する積極的な情報収集を行う。
- (3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に感染対策等の準備を促す。
- (4) 県内発生した場合には、県が行うサーベイランス等の情報を積極的に収集し、対策に生かす。
- (5) 検疫等実施の間に、町民生活及び社会経済活動の安定のための準備や、ワクチンの特定接種や住民接種に係る接種体制の構築を行う。

対応期

準備期	初動期 (A)	対応期 (B)	対応期 (C-1)	対応期 (C-2)	対応期 (D)
未発生	県内発生も含め、世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性の感染症が発生	県内発生当初等、封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に依りて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染リスクのある者への予防的対応を行う。 (4) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 					
<p>対策の考え方：感染拡大のスピードをできる限り抑え流行のピークを遅らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 引き続き、感染対策等を行う。 (2) 県内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染対策等をとる。 (3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 (4) 県内感染拡大に備えて、医療体制の確保、町民生活及び社会経済活動の安定に関する措置のための準備等、体制の整備を急ぐ。 (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を整える。 					

8. 時期区分ごとの対策内容

準備期	初動期 (A)	対応期 (B)	対応期 (C-1)	対応期 (C-2)	対応期 (D)
未発生	県内発生も含め、世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性の感染症が発生	県内発生当初等封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に依りて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 町民生活及び社会経済活動への影響を最小限に抑える。 					
<p>対策の考え方：対策の主眼を、感染拡大防止から健康被害の軽減に切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療提供体制の確保と維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるとともに健康被害を最小限にとどめる。 (2) 相談センターの強化が行われる。 (3) 流行ピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 (4) 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種をできるだけ速やかに実施する。 (5) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、地域経済の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 					

8. 時期区分ごとの対策内容

準備期	初動期 (A)	対応期 (B)	対応期 (C-1)	対応期 (C-2)	対応期 (D)
未発生	県内発生も含め、世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性の感染症が発生	県内発生当初等封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に依りて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 流行状況が収束している状況。 					
目的： (1) 町民生活及び社会経済活動の回復を図る。					
対策の考え方： (1) 基本的な感染症対策に移行する。 (2) 通常の医療提供体制へ段階的に移行する。 (3) これら移行について、町民等に対し丁寧な情報提供を行う。					

	【準備期】 ・平時からの体制構築	【初動期】 ・県内発生も含め、世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性の感染症が発生	【対応期】 ・県内発生当初等封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●実践的な訓練の実施 ・研修や実践的な訓練の実施 ●町行動計画等の作成や体制整備・強化 ・必要に応じ町行動計画の変更等を行う ●国、県、他市町村等との連携強化 ・平時から情報共有、連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ●政府対策本部の設置、基本対処方針に基づく政策実施 ●県対策本部の設置 ●必要に応じて町対策本部の設置 ●対策に必要な予算確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態措置の対応（町対策本部設置） ●職員の派遣・応援の要請 ●必要な財政上の措置 ●町対策本部の廃止
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●町民等に感染対策等の情報提供・共有 ●偏見・差別等に関する啓発 ●県との情報連携体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ一体的な情報提供・共有（町民に対する周知・広報、相談受付） ●双方向のコミュニケーションの実施 ●国からの要請を受けた場合のコールセンター設置準備 ●コールセンターの設置 ●偏見・差別や疑・誤情報への対応 ●県との情報共有 ●リスク評価に基づく方針の決定・見直し 	
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●有事のまん延防止対策強化に向けた町民や事業者の理解増進 ●基本的な感染対策の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な感染対策の啓発 ●国からの要請を受けた場合の業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策の実施 ●感染拡大防止の取組み
4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制やワクチン供給体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定接種、住民接種の実施 ●予防接種健康被害救済
5 保健			<ul style="list-style-type: none"> ●県との情報共有 ●県が実施する健康観察・生活支援への協力 ●県から応援派遣要請があった際の協力（町における業務調整が可能な場合）
6 物資	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄・配置状況確認、安定供給の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の配布等
7 町民生活・社会経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の準備 ●支援の実施に係る仕組みの整備 ●物資及び資材の備蓄 ●要配慮者等への生活支援を事前に想定 ●埋火葬の円滑な実施に向けた体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備 ●生活関連物資等の安定供給に関する町民等や事業者への呼び掛け ●埋火葬の円滑な実施に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策 ・心身の影響に考慮する施策の実施 ・要配慮者等生活支援を要する者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格の安定等に対する対応（供給の確保、乗値上げ防止の要請、町民からの相談受け） ●埋火葬の円滑な実施 ●事業者に対する支援 ●町民生活及び社会経済活動の安定に関する措置 ●町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

用語解説

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「外来診療」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
居宅等での待機要請	検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求めること。

緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感

	<p>感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	<p>特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。</p>
新興感染症	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。</p>
積極的疫学調査	<p>感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。</p>
相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。</p>
双方向のコミュニケーション	<p>地方公共団体、医療機関、事業者等を含む町民等が適切に判断・行動することができるよう、町による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。</p>
登録事業者	<p>特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。</p>
特定新型インフルエンザ等対策	<p>特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。</p> <p>地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。</p>
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p>
特定物資	<p>特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。</p>
都道府県等	<p>都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区。</p>
都道府県連携協議会	<p>感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。</p>
内閣感染症危機管理統括庁（統括庁）	<p>内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。</p>
濃厚接触者	<p>感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。</p>
パルスオキシメーター	<p>皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。</p>
パンデミックワクチン	<p>流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。</p>

フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返すことにより、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。